省　　令

○総務省令第八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣　片山　善博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項若しくは第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する基地局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの」を「施行規則第三十三条第六号(1)に規定する基地局」に改める。

第十六条第一項中「事項等」を「事項」に改める。

第二十条の二第一項第一号中「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第二十条の八第一項中「事項等」を「事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）」に改める。

第二十条の九中「事項」を「事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項並びに無線設備の設置場所とすることができる区域）」に「無線局の免許」を「特定無線局の免許」に改める。

第二十四条の前の見出しを「（運用開始等の届出）」に改める。

第二十四条の三第一号中「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加え、同条を第二十四条の四とする。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、同条の前に見出しとして「（免許後の変更等の手続）」を付する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項とする。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　包括免許の番号

三　特定無線局を開設した日

四　無線設備の設置場所

五　適合表示無線設備の番号

六　無線設備の製造番号

2　法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二の様式により行うものとする。

3　法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。

第二十四条の五　法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　包括免許の番号

三　廃止した年月日

四　適合表示無線設備の番号

五　無線設備の製造番号

六　包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨

第二十九条第一項中「事項等」を「事項」に改める。

第三十条第一号中「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加える。

第三十一条の二第一項第四号中「製造番号（」の下に「包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は」を加える。

第三十一条の三中「（第一項第四号の規定を除く。）」を削る。

第三十二条中「の各号」を削り、同条第十三号中「第二十四条の二」を「第二十四条の三」に、同条第十四号中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

別表第一号の三中

1　特定無線局の種別	2　最大運用数	3　包括免許の番号	4　包括免許の年月日	備　　考

を

1　特定無線局の種別	
2　包括免許の番号	
3　包括免許の年月日	
4　備　　考	

に改め、同表注5を次のように改める。

5　1の欄から3の欄までの記載は、次によること。

(1)　1の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。

(2)　2の欄及び3の欄は、再免許の申請の場合に限り、現に免許を受けている特定無線局について記載すること。

別表第一号の四の1中

1　申請（届出）の区分	2　無線局の種別コード	3　包括免許の番号	4　欠格事由	□有　□無	5　最大運用数	

を

1　申請（届出）の区分	2　無線局の種別コード	3　包括免許の番号	4　欠格事由	□有	5　最大運用数	
□開設　□変更　□再免許						

の

1　申請（届出）の区分	2　無線局の種別コード	3　包括免許の番号	4　欠格事由	□有　□無	5　最大運用数	
□開設　□変更　□再免許						

を

1　申請（届出）の区分	2　無線局の種別コード	3　包括免許の番号	4　欠格事由	□有	5　最大運用数	
□開設　□変更　□再免許						
6　無線設備を設置しようとする区域						
基本コード［　］付加コード［　］						

に、「6　開設」を「7　開設」に、「7　申請」を「8　申請」に、「8　包括免許」を「9　包括免許」に、「9」を「10」に、「10」を「11」に、「11」を「12」に、「12」を「13」に、「13」を「14」に、「14」を「15」に、「15」を「16」に、「16」を「17」に、「17」を「18」に、「18」を「19」に改め、同表の2中「2枚目」を「2枚目（特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に、「19」を「20」に、「20」を「21」に改め、同表の3中「21」を「22」に、「22」を「23」に、「23」を「24」に、「24」を「25」に、「25」を「26」に、「26」を「27」に、「27」を「28」に、「28」を「29」に改め、同表の4中「29」を「30」に、「30」を「31」に改め、同表の5中「31」を「32」に、「32」を「33」に改め、同表注1の表を次のように改める。

□無